**○内閣府令第六十四号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （公開買付開始公告の掲載事項）<br>**第十条**　法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>［一～三　略］<br>四　公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの<br>［イ～ハ　略］<br>［号の細分を削る。］<br>［号の細分を削る。］<br>［号の細分を削る。］<br>［号の細分を削る。］<br>二～ヘ　［略］<br>［号を削る。］<br>五　［略］<br>［号を削る。］ | （公開買付開始公告の掲載事項）<br>**第十条**　［同上］<br>［一～三　同上］<br>四　［同上］<br>［イ～ハ　同上］<br>ニ　買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総株主等の議決権の数に占める割合<br>ホ　法第二十七条の三第一項に規定する公告を行う日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計<br>ヘ　買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合の合計<br>ト～リ　［同上］<br>五　対象者又はその役員との当該公開買付けに関する合意の有無<br>六　［同上］<br>七　次に掲げる場合の区分に従い当該各号に定める事項<br>イ　公開買付者が会社である場合　当該会社の目的、事業の内容及び資本金の額<br>ロ　公開買付者が会社以外の法人等である場合　当該法人等の目的、事業の内容及び出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額<br>ハ　公開買付者が個人である場合　職業 |
| 第二号様式<br>【表紙】<br>【提出書類】　公開買付届出書<br>【提出先】　関東財務局長<br>【提出日】　年　月　日<br>【届出者の氏名又は名称】(1)<br>【届出者の住所又は所在地】<br>【最寄りの連絡場所】<br>【電話番号】 | 第二号様式<br>【表紙】<br>【提出書類】　公開買付届出書<br>【提出先】　関東財務局長<br>【提出日】　年　月　日<br>【届出者の氏名又は名称】(1)<br>【届出者の住所又は所在地】<br>【最寄りの連絡場所】<br>【電話番号】 |